

事務連絡  
令和4年4月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0428 第 6 号  
令和 4 年 4 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 174 号）が公布され、令和 4 年 5 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 5 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 - 2 ( 4 ) に次を加える。
  - オ 甲状腺癌における R E T 融合遺伝子検査
  - カ 甲状腺髄様癌における R E T 遺伝子変異検査

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」  
（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

- 1 別紙1を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 77 点
- ロ 小白歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 22点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 964点
- (2) 4分の3冠 1,205点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 410点
    - b 複雑なもの 759点
  - ロ 5分の4冠 955点
  - ハ 全部金属冠 1,201点
- (2) 小白歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 279点
    - b 複雑なもの 555点
  - ロ 4分の3冠 686点
  - ハ 5分の4冠 686点
  - ニ 全部金属冠 860点

3 銀合金

- (1) 大白歯
  - イ インレー

a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	38 点
ロ 5分の4冠	50 点
ハ 全部金属冠	61 点
(2) 小白歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	29 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点
ニ 全部金属冠	45 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	686 点
(2) 小白歯	686 点
(3) 大白歯	955 点
2 銀合金	
(1) 前歯	35 点
(2) 小白歯	35 点
(3) 大白歯	50 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大白歯	410 点
ロ 小白歯・前歯	279 点
(2) 銀合金	
イ 大白歯	22 点
ロ 小白歯・前歯	14 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	1,071 点
2 銀合金を用いた場合	99 点
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,383点

ロ 小臼歯 1,042点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 831点

ロ 小臼歯 1,042点

ハ 大臼歯 1,383点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 63点

ロ 小臼歯 63点

ハ 大臼歯 63点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	37 点
M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,249 点
ロ 犬歯・小白歯	1,016 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,016 点
ロ 犬歯・小白歯	780 点
ハ 前歯 (切歯)	601 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,106 点
ロ 犬歯・小白歯	865 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	759 点
ロ 犬歯・小白歯	660 点
ハ 前歯 (切歯)	612 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1 個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	599 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	463 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	306 点
(2) 犬歯・小白歯	330 点
(3) 大白歯	380 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき) )	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	759 点
ロ 小臼歯・前歯	555 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	29 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,773 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

「特定保険医療材料の定義について」  
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 012(3)の②を次に改める。
  - ② 微細血管用  
次のいずれにも該当すること。
    - ア 主として、血管内手術用カテーテル等と併用するものであること。
    - イ 外径が 0.018 インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が 0.018 インチより大きいが、複合ワイヤー機能（ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、先端部分に造影性を有するものをいう。）を有するものであること。
- 2 別表のⅡの 123(3)の③中の「発作性心房細動」を「発作性又は持続性心房細動」に改める。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～エ (略) <u>オ 甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査</u> <u>カ 甲状腺髄様癌におけるRET遺伝子変異検査</u> (5)～(15) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～エ (略) (新設) (新設) (5)～(15) (略)</p>

D 0 0 5 ~ D 4 1 9 - 2 (略)

第 4 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

D 0 0 5 ~ D 4 1 9 - 2 (略)

第 4 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>48 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>964 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,205 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>410 点</u> b 複雑なもの <u>759 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 76 点 ロ 小白歯・前歯 47 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 898 点 (2) 4分の3冠 1,123 点 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 379 点 b 複雑なもの 700 点

ロ 5分の4冠	<u>955点</u>	ロ 5分の4冠	881点
ハ 全部金属冠	<u>1,201点</u>	ハ 全部金属冠	1,108点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>279点</u>	a 単純なもの	258点
b 複雑なもの	<u>555点</u>	b 複雑なもの	512点
ロ 4分の3冠	<u>686点</u>	ロ 4分の3冠	633点
ハ 5分の4冠	<u>686点</u>	ハ 5分の4冠	633点
ニ 全部金属冠	<u>860点</u>	ニ 全部金属冠	794点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	22点	a 単純なもの	22点
b 複雑なもの	38点	b 複雑なもの	38点
ロ 5分の4冠	<u>50点</u>	ロ 5分の4冠	49点
ハ 全部金属冠	61点	ハ 全部金属冠	61点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>29点</u>	b 複雑なもの	28点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点
ニ 全部金属冠	<u>45点</u>	ニ 全部金属冠	44点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>686点</u>	(1) 前歯	633点
(2) 小臼歯	<u>686点</u>	(2) 小臼歯	633点

(3) 大白歯	955 点	(3) 大白歯	881 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小白歯	35 点	(2) 小白歯	35 点
(3) 大白歯	<u>50 点</u>	(3) 大白歯	49 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>410 点</u>	イ 大白歯	379 点
ロ 小白歯・前歯	<u>279 点</u>	ロ 小白歯・前歯	258 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,071 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	988 点
2 銀合金を用いた場合	<u>99 点</u>	2 銀合金を用いた場合	98 点
M011-2 レジン前装チタン冠 (1 歯につき)	66 点	M011-2 レジン前装チタン冠	66 点
M015~M016-3 (略)		M015~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,383 点</u>	イ 大白歯	1,276 点
ロ 小白歯	<u>1,042 点</u>	ロ 小白歯	961 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>831 点</u>	イ 前歯	767 点
ロ 小白歯	<u>1,042 点</u>	ロ 小白歯	961 点
ハ 大白歯	<u>1,383 点</u>	ハ 大白歯	1,276 点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	

イ 前歯	<u>63 点</u>	イ 前歯	62 点
ロ 小白歯	<u>63 点</u>	ロ 小白歯	62 点
ハ 大白歯	<u>63 点</u>	ハ 大白歯	62 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,249 点</u>	イ 大・小白歯	1,163 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,016 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	946 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,016 点</u>	イ 大白歯	946 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>780 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	727 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>601 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	560 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,106 点</u>	イ 大・小白歯	1,020 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>865 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	798 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>759 点</u>	イ 大白歯	700 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>660 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	609 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>612 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	565 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>599 点</u>	(1) 双子鉤	559 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>463 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	432 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤	

<p>に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>306 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小白歯 <u>330 点</u></p> <p>(3) 大白歯 <u>380 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 <u>759 点</u></p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>555 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 38 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>29 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,773 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 282 点</p> <p>(2) 犬歯・小白歯 305 点</p> <p>(3) 大白歯 350 点</p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 700 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 512 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 38 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 28 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,636 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	---

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~011 (略)</p> <p>012 血管造影用ガイドワイヤー</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 外径が0.018インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が0.018インチより大きいが、複合ワイヤー機能(ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、<u>先端部分に造影性を有するものをいう。</u>)を有するものであること。</p> <p>013~122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 熱アブレーション用・バルーン型</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~011 (略)</p> <p>012 血管造影用ガイドワイヤー</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 外径が0.018インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が0.018インチより大きいが、複合ワイヤー機能(ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、<u>先端造影マーカ</u>を有するものをいう。)を有するものであること。</p> <p>013~122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 熱アブレーション用・バルーン型</p>

薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のバルーンカテーテルであること。

④～⑧ (略)

124～216 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)

薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のバルーンカテーテルであること。

④～⑧ (略)

124～216 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)